## ①特別地域加算(15%)·②小規模事業所加算(10%) ③中山間地域居住者加算(5%)について

(H30年度)

		(H30年度)
	①15%	210%
飯能市	名 栗	風 影 · 阿 寺 上 · 下 久 通
越生町		梅園
ときがわ町	大 椚	大 椚 以 外 の 都 幾 川
秩父市	浦 山 ・ 上 吉 田 大 滝	吉田・荒川
横瀬町	芦 ヶ 久 保	芦ヶ久保以外の全域
皆野町	金 沢 ・ 日 野 沢	三 沢
小鹿野町	三 田 川 ・ 倉 尾 両 神	三田川・倉尾・両神以外の全域
東秩父村		全 域
本庄市	本 泉	
神川町	矢 納	矢 納 以 外 の 神 泉
寄居町		風布
春日部市		宝 珠 花
③5%加算(①②に居住している利用者にサービス提供した場合)		

<sup>※</sup> ①②については、事業所が当該地域に所在する場合、加算する。

③については、利用者が居住する地域を事業所が通常の事業の実施地域に位置づけていない場合、加算する。

①③は小規模事業所要件なし、②は小規模事業所要件あり。